

非常変災時における対応について (R8.6.1 改訂)

大東市立北条中学校

非常変災時における生徒の登下校等についてお知らせしますのでご確認ください。

(1)、(2)の場合については、ご家庭でニュース等から判断してください。(3)の場合や臨時の指示は、SKYMENU、ホームページ、正門掲示、必要な場合のみ個別に連絡をいたします。

(1) 気象警報等発令時

①大東市に「暴風特別警報」または「レベル5大雨特別警報」または「校区の一部に緊急安全確保(警戒レベル5)」が発令されたとき

②校区の一部に「レベル4土砂災害危険警報」または「校区の一部に避難指示(警戒レベル4)」が発令されたとき

警報発令時について	対応・措置について
午前7時現在で発令	臨時休校(休校)となります。 (後に解除されても、その日は休校です)
登校後、在校時に、発令	原則、学校待機とし安全を確保します。 教育委員会等と協議の上で安全確認等を行い、保護者等への引き渡しを基本とした対応を行います。

③大東市に「暴風警報」または「レベル4大雨危険警報」が発令されたとき

時刻・気象警報発令時等の区分について	対応・措置について
午前7時現在で「暴風警報」または「レベル4大雨危険警報」または「校区の一部に避難指示(警戒レベル4)」が発令	登校を見合わせ、自宅待機となります。 (給食中止)
午前7時から午前9時までに、解除	午前9時50分始業(2時間目) 午前中授業となります。(弁当は持ってこない)
午前9時(自宅待機中)時点で、継続中	臨時休業(休校)となります。
登校後、在校時に発令	気象状況、校区の状況を把握した後、教職員による安全確保を行い、原則保護者等引き渡しまたは集団下校。 ただし、危険を伴う場合等は、学校待機。

※前日の段階で注意報段階(レベル1~2)、またはレベル3警報だが、翌日までにレベル4危険警報以上に切り替わる可能性が高い場合や、校区の土砂災害警報・避難指示などの災害情報があった場合、教育委員会等と協議の上、臨時休校等の判断を行うことがあります。ホームページや一斉メールでの情報発信を適宜、ご確認ください。

④「レベル3土砂災害警報」または「避難指示(警戒レベル3)」が発令されたとき

※北条中学校は原則、通常どおりの授業を行います。特別警戒区域に指定されている北条小学校とは対応が異なります。

【参考:北条小の対応】

北条小学校は、午前7時時点で「レベル3土砂災害警報」または「避難指示(警戒レベル3)」が発令されている場合は、「登校を見合わせて、自宅待機」となります。また、児童が在校しているときは、「原則として学校待機」となります。それぞれ教育委員会と協議の上、その後の状況に応じて対応することとなります。

(2) 地震発生時

時刻・震度の区分について	対応・措置について
登校前、在宅時に 「震度5弱」以上の地震が発生	臨時休業(休校)となります。 学校から連絡があるまで自宅または避難場所に待機する。
登下校中に地震が発生	危険物が落ちてこない、倒れてこないなど、安全な場所に避難する。 揺れが収まった後に学校または自宅の安全な方に避難する。
登校後、在校時に 「震度5弱」以上の地震が発生	原則、学校待機とし安全を確保します。 教職員が安全確認等を行い、保護者等への引き渡しによる下校となります。
登校後、在校時に 「震度4」以下の地震が発生	校舎などに異常がなければ授業を再開します。 下校時には、通学路の安全確認の後、教職員の引率等も含め、安全に配慮して下校させます。

(3) その他

校区の状況により教育委員会等と協議するなどして、上記以外の判断をすることがあります。